

特集 原子力損害補償

- 原子力二法の構想と問題点……………我妻 栄
 原子力損害二法の概要……………竹内昭夫
 原子力損害に関する二つの条約案……………星野英一
 原子力損害賠償責任保険の諸問題……………吉田照雄
 残された諸問題
 ——原子力産業労働者の放射線障害について……………柳勝悟
 [座談会] 原子力災害補償をめぐって
 出席者 我妻 栄・鈴木 竹雄・加藤 一郎・井上 亮
 福田勝治・堀井清章・長崎正造・杉村敬一郎

原子力二法の構想と問題点

第一構想

二

我妻栄

いわゆる原子力二法は、原子力事業者に無過失責任を負わせ、その賠償義務が現実に履行されるように賠償措置を講じさせる、という構想でできている。

被害者に対する賠償責任は名実ともに事業者の負担するところであって、それ以外においては、国は何等の賠償を約束していない。これが私企業として許される原子力事業についての根本の建前でなければならない、という思想である。

原子力事業者の賠償責任は、無過失責任であつて、損害額については制限はない。しかし、損害が「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは」責任を負わない(三条一項)。

そこで、まず第一に、責任保険、契約から考察する。その保険金は、一事業所当り、五〇億円である。もつとも、出力の小さい実験炉などでは、この「賠償措置額」は低減されるが、その点も無視して普通の場合だけを考察する(七条)。

この責任保険については、注意すべき点が二つある。一つは、五〇億円という金額は、通常予想される損害額のマキシマムではなく、わが

国は保険業界の消化能力の最大額であること。

もう一つは、そのカヴァーする保険事故には、

地震・噴火による損害、正常運転による放射能の累積の結果生ずる損害及びいわゆる後発的損害(10年後に現われる損害)は含まれないといふこと。後者、ことに地震と噴火を除くのは、イギリスやアメリカの保険業者と再保険をする場合にこれらを原因とする損害は除外されるからである。

以上のことを左の図でいえば、原子力事業者の賠償責任はⒶⒷⒸのすべてに及ぶが、責任保

険のカヴァーするのは、Ⓐだけだということになる。

そこで、第二に、この責任保険のカヴァーしない損害を国家が補償することになるのだが、それは、原子力事業者との間に締結される補償契約の効果としてである。補償料の額は別として、政府がこの点について一種の責任保険をすることになる。これについて注意すべきものがある。一つは、政府のこの責任は契約に基づくものだから、法律上の義務であること。もう一つは、しかし、その額は、当該原子力事業

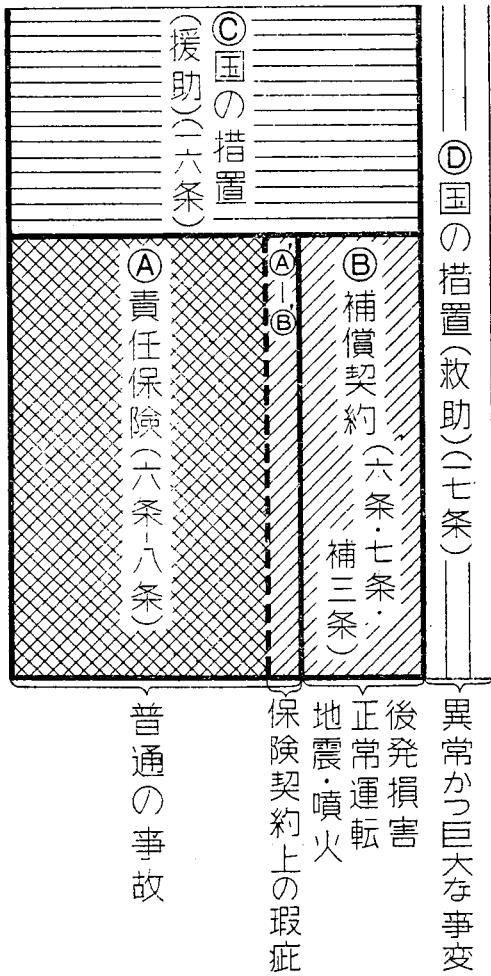
の賠償責任はⒶⒷⒸのすべてに及ぶが、責任保

者がつけなければならない責任保険と同様に五〇億を限度とすること(Ⓒには及ばないこと)。最後の一つは、原子力事業者が賠償責任を負わない損害については、補償契約の効果も生じないこと(Ⓓには及ばないこと)。

第三に、本来は責任保険がカヴァーすべき損害(Ⓐに含まれるもの)でありながら、原子力事業者が、保険契約締結の際に告知義務に違反したとか、その後に保険料を支払わなかつたとか、通知義務に違反したというような保険契約上の瑕疵のために保険金が支払われないこともあります。商法の損害保険に関する規定が適用されると、保険約款の中にも、最少限度の免責事由が定められるからである。図でいえばⒶⒷⒹである。

政府の補償契約がこの場合をカヴァーするかどうかは、補償契約の性格に関連する問題である。原子力二法の中心的目的が被害者を泣きね入りさせないことだとすれば、補償契約はすべてをカヴァーし、不都合な事業者から求償するということになる。これに反し、事業者の責任に支柱を与えることだけが二法の中心的目的だとすると、不都合な事業者の尻ぬぐいをするいわれはない、ということになる。法律では、いわば中間の立場をとっている。カヴァーする場合を政令によって列挙しようとしているからである(補三条四号・一三条一号参照)。

50億円



1961.10.15 (No. 236)

リスト

三

第四に、損害額が五〇億円を越えたとき、すなわち◎の範囲は、どうなるか。前記のように、保険金は五〇億を限りとする、政府の補償契約上の義務も及ばない。第一六条の国の措置が講じられる。すなわち、「政府は……この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するため必要な援助を行なうものとする。前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする」。これについて注意すべきことの一つは、この法律の目的として、「被災者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」と宣言されていること(一条)。もう一つは、援助をするといってはいるものの具体的に政府の義務とはされていない。事業者に資力がなく被害者に充分の賠償をすることができなくとも国会が権限を与えないければどうにもならない、ということである。

おわりに、第五として、原子力損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるとき、すなわち①の範囲については、国の措置は一層冷淡である。第一七条によつて「政府は、……被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにする」ものとするというのである。災害救助法の発動といくらも異らない。

第二 問題点

第一の問題は、原子力二法の構想そのものに関する。

原子力災害補償専門部会の答申は、別な構想に立っている。原子力事業から生ずる損害について、被災者に対する関係では、すべて国が責任を負う。その損害がいかなる原因に基くときでも、すなわちⒶⒷⒸⒹすべてにわたり、被災者の一人でも泣きね入りはさせない。ただその原因の種別に従って、適当な範囲で、事業者に最終的責任を負わせる。すなわち、Ⓐは責任保険をつけさせて保険金を提供させる。Ⓑは、事業設備の設置または保存に瑕疵があつた場合にだけ、求償権をもつ。Ⓒは、原子力事業者に故意または重大な過失があった場合にだけ、求償権をもつ。Ⓐ─Ⓑについては、全額について常に求償権をもつ。Ⓓについては求償権のないことはいうまでもない。そして、主として求償権のない場合を考慮して、原子力事業者から常時一定率の補償料を支払わせることもさしつかえない。

以上の構想は、実質についていっているのであって、形式は立法技術の問題として政府にまかされている。形式というのは、例えば、被害者の損害賠償請求権の相手方すなわち法律上の義務者は誰か、常に政府を義務者として被害者から直接に請求するのか、それとも義務者はあくまで事業者として、政府は事業者に資力のない場合など被災者の保護のために必要な場合に事業者に補償金を供与するのか。ⒶⒷⒸのそれぞれについて違った構成をとることも考えられる。それらは立法技術の問題として立案の際に定めるべきこととされているのである。

答申の以上の構想はつきのような思想に基づく。原子力の平和利用という事業は、歴史上前例のないものである。その利益は大きいであろうが、同時に、万一の場合の損害は巨大なものとなる危険を含む。従って、政府がその利益を速進する必要を認めてこれをやろうと決意する場合には、被災者の一人をも泣きね入りさせない、という前提をとるべきである。

これに対し、原子力二法の思想はこうである。原子力事業といえども私企業である。私企業が第三者に損害を及ぼした場合に、被災者に対して国が賠償する責任を負う、ということは、現在の法律制度では、他に例もなく、理論としても許されることではない。国策の上から原子力事業を助成する必要があれば、国は助成・援助することは、さしつかえない。だから賠償をするために企業がつぶれるなら、国は資金の斡旋もし、場合によつては助成金も支給する。それがⒹの範囲である。その場合にも、主たる目的は企業の助成であって、被災者の保護であるべきではない。

しかし、答申は、そうは考へない。原子力事

業を私企業にするか国直営にするかは、むろん、慎重に考慮すべき大問題である。しかし、それは、いずれの方式が効率的か、資金の出所、経営組織その他の点から決せられるべきものであって、被害者保護の要否という問題と混同すべきではない。その立場から私企業にすることが適當だとされても、だから被害者に対して國が責任をもつてはならない、ということにはならない。私企業として十分の監督と規制を加えつつ、救われない被害者を生じないように責任をもつという態度も十分の合理性をもつ。現に事業者に賠償能力がないときは助成するというなら、それを正面から被災者保護のために補償金を交付するといつてもさしつかえない。その方が一層適切である。自由主義の經濟というふうなことをそれほど狭く考えるなら、私企業を助成するということがすでにおかしいではないか。私企業の助成はさしつかえないが、被害者の保護は許されない、という理論などといふものがあるべきはずはない。

要するに、原子力事業という前例のないものを國の政策として発達させようとするなら、万一生ずる損害はたまたま事故の周囲にあつた不幸な人々だけに負担させず、国民全体で負担すべきだ、という思想には、おそらく何人も反対しないだろう。問題は、それをするためには、國の事業としなければならないか、私企業とした上でもなしうることか、という点に帰着する。そして、答申は、——その私企業なるもの

リスト

が、組織の上でも、運営の上でも、収益の上でも、強い国家的規制に服することを前提して——可能だと考えるのに反し、原子力二法はこれを不可能だとする立場に立っている。事は現在の資本主義経済組織における私企業の性格に関する根本問題を含む。

二

第二に、右に述べた立場の相違は、前に一言したように、◎と○の範囲に明瞭に現われる。

国が事業者との補償契約によって契約上の義務として支払う②は、その支払う場合も限定される(①に及ばない)のみならず、その金額も保険がカヴァーすると同じく五〇億円に限る。そ

れは補償料を対価とするいわば國の保険事業であつて、被害者のために責任をもつという思想は、少なくとも正面には現われない。だから、

◎は、事業者の助成と保護という衣を着て、煮え切らない態で「援助」するというだけである

(一六条)。実際問題としては、政府と国会の良識によつて被害者が保護されることになるであろう。しかし、法律上の具体的な義務とはなつていい。国際条約で賠償の最低額として五〇億円を趣する額が定められた場合には、これで

は他の国を満足させることにはなるまい。

それにも増して解しえないのは、①の範囲である。「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」に該当する事例は稀有であろう。しかし、その場合には、国は「被災者の救助及び被害の拡大

の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする」というだけである(一七条)。被害者にとっては、まことに心細いものであろう。なるほど、台風・水害の災厄は他にある。しかし、たまたまそこに原子炉があり、不幸にしてこれに事故を生じたとすれば、風水害だけの損害と原子炉に事故を生じたために増加した損害とは区別されるはずである。後者だけを別に取り扱つても、不都合があるとは考えられない。

そもそも「異常に巨大な……動乱」などはほとんどありえないと考えるのなら、何もわざわざ、補償はしない、國の救助に信頼せよなどと國民に不安を与えるに、國が補償すると氣前よく出てもよいはずだろう。それができないのは、原子力事業者に責任のない事項について國が責任をもつことは考へられない、という、答申とは根本的に反した思想に立つからである。

こうした思想の対立は、④—⑤でも同様に現われる。明らかに原子力事業者の責に帰べき場合に國が責任をもつことは、被害者保護の思想を法律の中核に据えない限り、是認されないとだからである。

三

第三に、原子力事業者の無過失責任についてもいささか問題がある。無過失責任を負わせることは当然であろう。問題はその限界である。

無過失責任は、過失がなくとも賠償責任を負うことである。しかし、それならその責任に何

シリスト

1961.10.15 (No. 236)

等の制限がないか、因果関係のあるすべての損害に及ぶか。そこには、おのづから制限があるべきである。

①の範囲でその責任が制限されるのは当然であろう。問題は、その範囲では國も責任を負わないかどうかにある。そのことは前段に述べた通りである。

損害額にも制限がないかどうかはさらに一層問題である。法律は、いわゆる青天井の責任として、制限していない。国際条約では制限すべしという主張が強い。企業として許される原子力事業は、いかに無過失責任を負うにしても、その最高額に制限がなければ、企業としての合理的な計画が立たないからである。無過失責任の根拠として、報償責任・危険責任といろいろ学理上の説明がなされる。しかし、いずれの理論にせよ、近代企業としての合理的な計画を不能にするものではありえない。この法律のように、そこは國の援助だとすることは、國の援助をえるためにいわゆる政治的運動をしなければならない不都合はしばらくおくとしても、近代企業としての合理性を無視する点で、是認しないものを含む。

私企業が、他人に与えた損害の賠償責任について、ある限度以上は免責されるなどとは憲法違反だという説もあるとか。一顧の価値もあらない。そんなことをいうなら、過失がないのに責任を負わせることが憲法違反だという議論さえ生じかねない。

第三 展 望

以上は、原子力二法の立っている思想についての理論的な問題である。実際の運用に当つては、その理論を貫く場合の不都合を最少限度に止めるように、多くの苦心が払われている。

第一に、この法律の目的として、「被害者の保護を図り」という句が、「原子力事業の健全な発達に資する」という句と並べて挿入されていることは、最も注意すべき点である。この挿入を拒否する主張が政府部内に相当強かつたといわれる。立案当局の労を多としなければならない。客観的にみれば、第一段に述べたこの法律の根本思想は、その一句の挿入によって崩れてしまつたといえるであろう。

第二に、①の範囲における國の援助を適切に

実施するために、相当な保障が講じられることも意を強くさせる。すなわち「相当規模の原子力損害」が生じたときは、政府は「その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとした措置を国会に報告しなければならない」(一九条一項)。政府の一存で事をウヤムヤに終らせない用意である。

その政府というのも懸念がないではない。そこで第二段として、原子力委員会が「損害の処理及び損害の防止等に関する意見書」を内閣総理大臣に提出したときは、政府はこれを国会に提出しなければならないものとしている(一九条二項)。

だから、結局のところは、原子力委員会と國会との良識によることになる。政府の援助は法律的な義務でないという心細さも、これによつて相当の程度までとり除かれるであろう。

おわりに、不幸にして災害を生じたときに、多数の被害者の個々別々の損害の算定、保険金の処理などは、どんな方法でなされるであろうか。一人一人が弁護士を頼んで訴えるのであるか。

答申は、「原子力損害賠償処理委員会」という行政委員会を設置して、その決定にある程度の強制力を認めようとした。もちろん、決定に対する不服の訴は高等裁判所に提起しうることにするが、事実の認定は一応この委員会の決定にまかせようとしたのである。

しかし、法律では、「原子力損害賠償紛争審査会」という審議機関に格を下げ、紛争についての和解の仲介を行なう権限しか与えていない。行政委員会に対する政府部内の一般的な不信の現われであろう。

もつとも、この審査会は原子力委員会が常時行なう調査を基礎として、災害の生じた場合にも損害の調査や評価をし、具体的な分配計画を立て、これに基づいて和解の仲介を行なうであろうから、その行動には事実上の権威があり、被害者も納得するであろうと期待されている。この期待が果して実現するかどうか、なお未知数というの他はなかろう。